

企画競争に関する公示

次のとおり企画競争について公示します。

令和8年2月26日

日本司法支援センター 理事長 丸 島 俊 介

1 企画競争に付する事項

- (1) 件 名 令和8年度 広報誌「ほうてらす」制作業務一式
- (2) 仕 様 等 企画競争説明書、仕様書及び提案書提出要領による
- (3) 履 行 場 所 仕様書のとおり
- (4) 履 行 期 間 仕様書のとおり

2 参加資格

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ているものは、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 令和7・8・9年度法務省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」においてA、B、C又はDの等級に格付けされた資格を有する者であること。
- (4) 企画競争公示日から起算して過去6か月以内に、法人又は法人の役員が、贈賄、競売等妨害又は談合、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律違反等、契約に関する行為により公訴を提起されていないこと。ただし、無罪判決が確定している場合を除く。

3 提案書等の提出場所、契約条項を示す場所及び問合せ先

〒164-8721 東京都中野区本町1-32-2 ハーモニータワー8階
日本司法支援センター本部 総務部財務会計課第二係（担当 高笠）
電話 050-3381-1573

4 企画競争説明書等の配布期間、配布場所

配布期間：公示日から令和8年4月13日（月）
配布場所：上記3の場所及び当センターホームページ上

5 企画競争説明会の日時及び場所

実施しない。

6 候補者の選定

提出要領に基づき提出された提案書等により評価を行い、契約候補者を選定する。

7 契約保証金

免除

8 企画提案書の無効

本公示に示した参加資格のない者の提案書は無効とする。

9 契約書作成の要否

要

10 その他

- (1) 詳細は、企画競争説明書等による。

(2) 本公示期間中に公示内容に変更が生じた場合又は本公示を取り消す場合は、上記3の場所及び当センターホームページ上において公示する。

令和8年度 広報誌「ほうてらす」制作業務一式

期 日	業務内容	備考
2月26日 木	企画競争公示 ※法テラスホームページに掲出 本部事務所南側入口掲示板に掲示	
3月5日 木 17:00	質問書提出期限	
3月9日 月 17:00	質問書回答期限	
4月2日 木 17:00	企画提案書等書類提出期限	
4月9日 木 17:00	契約候補者選定予定日	
4月13日 月	契約締結日(予定)	

企画競争説明書

日本司法支援センター

企画競争に参加する者は、企画競争に関する公示、別添契約書（案）及び本書記載事項等を熟知の上、参加すること。

- | | | |
|---|---------|-------------------------------|
| 1 | 事項 | 令和8年度 広報誌「ほうてらす」制作業務一式 |
| 2 | 仕様 | 別添仕様書のとおり |
| 3 | 企画競争説明会 | 実施しない |
| 4 | 契約予定日 | 令和8年4月13日（月） |
| 5 | 履行場所 | 別添仕様書のとおり |
| 6 | 履行期間 | 別添仕様書のとおり |
| 7 | 参加資格 | |

(1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ているものは、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

(2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。

(3) 令和7・8・9年度法務省競争参加資格（全省庁統一資格）「**役務の提供等**」において**A、B、C又はDの等級に格付けされた資格を有する者**であること。

(4) 企画競争公示日から起算して過去6か月以内に、法人又は法人の役員が、贈賄、競売等妨害又は談合、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律違反等、契約に関する行為により公訴を提起されていないこと。ただし、無罪判決が確定している場合を除く。

8 企画競争参加条件

企画競争参加者（以下「参加者」という。）は、以下に掲げる書類を準備し、下記の提出期限までに指定の場所に持参（土日祝日並びに12月29日から1月3日までを除く毎日、10時から17時まで）、郵送等（書留郵便等に限る。提出期間内必着。）又は電子メールにより提出すること。

電子メールで提出する場合のメールの表題は、「**【企画競争書類提出】令和8年度 広報誌「ほうてらす」制作業務一式 ○○社**」とすること。

(1) **本件仕様書の要件を満たすことを確約した書面**（別添「履行確約書」参照）
..... 1部

(2) **別添「令和8年度 広報誌「ほうてらす」制作業務に関する提案書提出要領**（以下「**提出要領**」という。）に基づく**提案書等**..... 提出要領に示す部数
なお、副本は法人名等を記載せず、提案者名を識別できないようにすること。

(3) **令和7・8・9年度法務省競争参加資格（全省庁統一資格）「資格審査結果通知書」の写し**..... 1部

(4) **本件仕様書に基づいた見積書**..... 1部

見積書の様式（様式は任意）に、本件業務に係る経費の積算内訳を記載し（業務内容、単価、数量及び料金、並びに本件仕様書に基づく各業務ごとの内訳を詳細に記載すること。）、参加者（法人の場合は代表者）が署名又は記名押印を行うこと。

- (5) 「暴力団排除に関する誓約書」(別添書式による)…………… 1部

提案書等提出期限及び提出場所

提出期限 **令和8年4月2日(木) 17時00分**

提出場所 **日本司法支援センター本部 総務部財務会計課第二係**

〒164-8721 東京都中野区本町1-32-2 ハーモニータワー8階

電話番号：050-3381-1573

電子メール：keiyaku@houterasu.or.jp

※ 提出期限以降の書類の変更・加筆等は、当センターから追加資料等の提出を求められた場合を除き認めない。

※ 書類提出時に添付の「競争入札参加資格審査申請提出書類チェックリスト」により内容を確認の上、提出すること。

9 契約上限額

4,500,000円(消費税及び地方消費税を含む。)

- 10 提出要領に基づき提出された提案書等により評価を行い、契約候補者を選定する。評価項目は、「令和8年度 広報誌「ほうてらす」制作業務に関する評価基準表」のとおり。

選定された契約候補者と、センターにおいて定めた予定価格の制限の範囲内で契約金額を決定し、上記4の契約予定日付けで別添様式による契約書を取り交わすものとする。

- 11 本件企画競争の参加に必要な資格がない者の提出資料は、無効とする。

12 質問書の提出

本件仕様に関して質問がある場合は、後記質問書提出期限までに後記13の担当者宛てに質問書(別添参照)を電子メール(エクセルファイル)により提出すること。口頭又は電話による質問は受け付けない。質問書に対する回答については、下記質問書回答期限までに当センターホームページに掲載する(質問書の提出がない場合は掲載しない)。

質問書提出期限 **令和8年3月5日(木) 17時00分**

提出場所 **日本司法支援センター本部 総務部財務会計課第二係**

質問回答期限 **令和8年3月9日(月) 17時00分**

- 13 本件企画競争手続に関する問合せ先

日本司法支援センター本部 総務部財務会計課第二係(高笠)

電話番号：050-3381-1573

FAX番号：03-5358-1058

E-mail：keiyaku@houterasu.or.jp

※なお、質問書提出メールの表題は、「【仕様質問】令和8年度 広報誌「ほうてらす」制作業務一式 ○○社」とすること。

14 その他

- (1) 企画競争手続及び契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 契約保証金
納付を免除する。

(3) 費用の自己負担

参加者は、契約の有無にかかわらず、参加に要する一切の費用を負担するものとする。

令和8年度 広報誌「ほうてらす」制作業務に関する仕様書

第1 業務の目的

本業務は、日本司法支援センター（以下「センター」という。）が発行する広報誌「ほうてらす」（以下「ほうてらす」という。）の企画提案、原稿作成、デザイン、レイアウト等制作・編集作業全般を行うものである。センターの業務内容等について、国民に分かりやすく、親しみやすい広報誌を制作することで、「国民に身近な司法」というセンターの理念を実現することを目的とする。

第2 契約期間及び号数

1 契約期間

契約締結日から令和9年3月31日まで。

2 契約号数

第63号及び第64号の2号。各号の発行月は以下のとおり。

3 発行月

各号の発行月は、以下期間の範囲内とする。詳細については、契約締結後、センターと受注者で協議の上、決定する。

(1) 第63号 令和8年10月～11月

(2) 第64号 令和9年2月～3月

第3 規格等

1 仕上がり：A4（中綴じ）／両面4色刷り

2 ページ数：12ページ

3 参 考：過去のほうてらすバックナンバー一覧

(<https://www.houterasu.or.jp/site/about-houterasu/kouhoushibacknumber.html>)

第4 業務内容

受注者は、ほうてらす制作に当たり、編集会議を実施し、企画提案、原稿作成、デザイン、レイアウト等制作・編集作業全般を行うこと。また、必要に応じて取材を行うこと。

1 編集会議の実施

(1) 毎号の制作開始時、必ずセンターと受注者において、下記2の記載内容に

従った企画内容、誌面構成、インタビュー等候補者の選定、スケジュール等についての編集会議を実施すること。第63号については、契約締結後7営業日以内に編集会議を実施すること。また、編集会議実施後5営業日以内にスケジュールを作成し、センターの了承を得ること。なお、スケジュールの変更が判明した場合は、速やかに変更後のスケジュールを提出すること。

- (2) 進捗状況等に応じて、初回の編集会議以外にも適宜編集会議を実施すること（各号につき、初回を含め計3回程度を予定している）。
- (3) 編集会議はセンターの本部で行うことを想定しているが、状況等により、センターの本部以外の場所や、WEB会議等の方法で行うことがある。

2 企画構成

ほうてらすの構成は、原則、以下のとおりとする。各企画の詳細については、下記3のとおり。ただし、以下の構成は、上記「第1 業務の目的」に資する範囲で、センターと協議の上、変更することができる。

- (1) 表紙・裏表紙（P 1、P 12）：2 ページ
- (2) 特集ページ：4 ページ
- (3) インタビュー等ページ：3 ページ
- (4) センターの業務紹介・スタ弁がゆくページ：3 ページ

3 制作・編集作業

受注者は、センターと協議の上、以下の(1)から(5)に留意し、ほうてらすの企画、原稿作成、写真の撮影、デザイン、レイアウト、イラスト等の制作・編集作業全般を行うこと。

- (1) 表紙・裏表紙（P 1、P 12）

センターをよく知らない、法律にあまり興味がない人にも関心を持ってもらい、手に取ってもらうことを目的とする。タレント等を起用し、センターのイメージ及び発行号によるターゲット層等を考慮したデザインの表紙・裏表紙を制作すること。

ア 表紙にタイトル、センターのロゴマーク、号数を入れること。

イ タイトルは「ほうてらす」とし、文字をデザインすること。

ウ タイトルは、誌面の上部に配すること。

エ 裏表紙に法テラス・サポートダイヤルの電話番号、センターのロゴマーク及びタレント等の写真を入れること。具体的な内容は、センターと受注者で協議の上決定する。

オ タレント等を起用すること。起用するタレント等は、センターと受注者で協議の上、決定する。

カ 誌面に使用するタレント等の写真は、センターと受注者で協議の上、決定する。

キ タレント等のキャスティング、起用したタレント等の報酬並びに撮影等にかかる費用一式は見積額に含めること。

(2) 特集ページ

法律や司法制度について興味を持ってもらうことを目的とし、法律に関連した特集ページを制作すること。

ア 第63号は、法テラス20周年記念号とし、センターの設立から現在までのあゆみ等を中心とした特集とする。なお、契約後、社会情勢の変化等、特集テーマを変更しなければならない事情が生じた場合は、センターと受注者で速やかに協議の上、決定する。

イ 第64号のターゲット層や特集テーマについては、センターと受注者で協議の上、決定する。なお、社会情勢の変化等、特集テーマを変更しなければならない事情が生じた場合は、センターと受注者で協議の上、決定する。

ウ 受注者は、決定した特集テーマに基づき、特集ページに掲載するトピックやその構成案を複数提案すること。また、トピック案は、その提案理由について、参考としたサイトのURL等も併せて提示すること（※サイトを参考とする場合は、省庁や地方自治体のサイト、執筆者が弁護士であることが明記されたサイト等、出典元の信頼性が高いものを利用すること）。なお、受注者は、可能な限り時期や季節、社会情勢等を考慮したトピックを提案すること。その後、センターが追加・修正等の指示を行い、掲載内容を決定する。

エ 文章原稿の初稿は受注者が作成し、センターに提出すること。その後、センターが必要な修正等を指示するので、受注者は当該原稿について迅速かつ適切に修正等を行うこと。修正作業は、最大で5回程度発生する。

オ 特集ページには、特集テーマ及びトピックに応じたイラストや写真等を入れること。

カ 文章原稿、タイトル、コピー、イラスト、写真等をレイアウトすること。作成した文章原稿の文章量等に応じ、レイアウトの大幅な修正作業が、最大で1回発生する。

キ 原稿作成のために参照した資料（WEBページや書籍、統計資料）について、センターが資料の提出を求めた場合には速やかに提出すること。

ク 法律監修は基本的にセンターが行う。

(3) インタビュー等ページ

インタビュー等ページについて、第 63 号は、センター20周年を記念し、理事長とタレント等との対談とする。なお、状況に応じては、対談とならない場合もあり、また対談の場合であっても理事長ではなく、センター役職員等との対談となる場合もある。第 64 号は、従来と同様のインタビュー形式とする。

タレント等の視点から特集テーマやセンターについて語ることで、読者に法律、司法制度及びセンターに興味を持ってもらうことを目的とし、インタビュー等の実施とインタビュー等ページの制作を行うこと。インタビュー等ページを作成する際は、以下のア〜キに留意すること。なお、タレントを起用しない場合は、インタビュー等ページに代わるものを提案すること。提案内容は、全くの新規ページの提案だけでなく、特集ページ等のページ数を増やす等、既存のページの構成の変更でもよい。詳細は、センターと受注者で協議の上、決定する。

ア 原則として表紙・裏表紙に起用したタレント等に対して行うこと。

イ 受注者は、タレント等への質問事項を 8 案以上作成すること。質問事項には、特集テーマ及びセンターに関する質問を、それぞれ 3 案以上ずつ入れること。質問事項は、インタビュー等実施の 1 週間前までにセンターの了承を得ること。なお、対談の場合は、ほうてらす第 38 号の 5 ページから 7 ページを参考に作成すること。

ウ 受注者は、インタビューの際、カメラマン及びライターを同席させる（要同時録音）こと。対談の際は、カメラマン及び司会進行役を同席させる（要同時録音）こと。

エ 受注者は、インタビュー等実施後、速やかにインタビュー等原稿原文を作成し、文章原稿のみの状態のものをセンターに提出すること。なお、インタビュー等内容の全部又は一部を文字起こしした原稿の提出をすること。その後、インタビュー等原稿原文について、センターが必要な修正を指示する。受注者は、当該原稿を迅速かつ適切に修正するとともに、インタビュー等を受けたタレント等に対し、修正後の原稿について内容確認を行い、了承を得ること。

オ 上記エとともに、インタビュー等原稿及びタレント等の写真等をレイアウトしたインタビューページ等の案を、センターに提出すること。

カ 誌面に使用するタレント等の写真は、センターと受注者で協議の上、決定する。

キ 起用したタレント等の報酬並びに撮影及びインタビュー等にかかる費用一式は、見積額に含めること。

(4) センターの業務紹介・スタ弁がゆくページ

センターの業務内容や活動等及びスタッフ弁護士の取組等を広く知ってもらうことを目的として、制作すること。なお、ページ配分についてはセンターと受注者で協議の上、決定する。

ア 第 63 号及び第 64 号のセンターの業務紹介

文章原稿はセンターから提供する。受注者は、必要に応じて掲載内容に合ったイラストやレイアウトの提案を行い、誌面を作成すること。

イ 第 63 号及び第 64 号のスタ弁がゆくページ

(ア) 文章原稿及び必要な写真やデータは、センターから提供する。なお、受注者に写真の加工（モザイク処理や画質処理等）やグラフの作成等を指示する場合がある。

(イ) 受注者は、必要に応じて掲載内容に合ったイラストやレイアウトの提案を行い、誌面を作成すること。

(5) 制作・編集作業全般にかかる注意点

ア ページ配分を変更する場合は、センターと受注者で協議の上、決定する。

イ 読者が誌面に興味を持てるよう、タイトルや見出しを工夫するとともに、必要に応じてイラスト等を効果的に配置すること。

ウ イラストを使用する場合は、タッチの変更を指示する場合があるため、複数案を提示すること。

エ イラスト数は、人物や背景、小物等を含め、第 63 号及び第 64 号を合わせて最大で 60 点程度使用することを想定している（例：第 63 号 25 点、第 64 号 35 点）。

オ 法律に馴染みのない読者でも法律を身近に感じられるよう、文章は平易で端的な、親しみやすい表現を用いること。

カ 出張費やイラスト等の購入にかかる費用は、見積額に含めること。

キ 各ページは、校了までにセンターと受注者の間で 5 回程度原稿のやり取りを行うことを想定している（構成案や文章原稿のやり取りを 2 回程度、校正を 3 回程度）。

4 色校正

受注者は、センターが別途契約する印刷会社から提出される本紙色校正を用いて、インタビュー等を行ったタレント等の了承を得ること。また、必要に

じて、作成した電子データ（印刷用版下データ）の色調補正を行うこと。

また、色調補正以外にやむを得ず修正を要する箇所が判明した場合には、センターが必要な修正を指示するので、受注者は、迅速かつ適切に修正を行うこと。

なお、修正は誤字脱字等の軽微なものを想定している。

色校正のスケジュールは、センターが別途契約する印刷会社と協議の上、センターの了承を得ること。

第5 実施体制等

- 1 受注者は、本業務を確実に実施・履行するために、各分野に精通した必要なスタッフを確保し、実施業務の管理を行うこと。
- 2 受注者は、センターからの修正指示等に遅滞なく対応するため、複数名の連絡窓口を置く等、必要な連絡体制を確保すること。

第6 成果物

内 容	データ形式
(1) ほうてらす本体データ (印刷用版下データ)	Illustrator 又は InDesign データ
(2) HP 掲載用等データ	<ul style="list-style-type: none">・表紙の JPG データ・全頁の PDF データ ※PDF データは、全ページが結合されたデータと、各構成（表紙・特集・インタビュー等・業務紹介・その他・裏表紙）ごとのデータの2種類を提出すること。 ※サイズは最大 5,000 キロバイト程度 <ul style="list-style-type: none">・インタビュー等原稿の Word データ・インタビュー等写真の JPG データ・特集原稿の Word データ

(3) イラスト 写真データ	使用したイラスト及び写真の JPG データ ※センターのウェブサイトや刊行物で個々に 使用できるよう準備すること。ただし、タ レント等の写真については、広報誌「ほう てらす」を紹介する以外の目的では使用し ない。
-------------------	---

第7 納品方法及び納品期限

- 1 上記第6の成果物(1)のデータを、以下の期限までに、メール等適宜の方法で、センターが別途契約する印刷会社に直接納品すること。印刷会社の連絡先等は、センターが印刷会社と契約締結後に明示する。

納品期限

- (1) 第63号 令和8年10月2日（金曜日）
- (2) 第64号 令和9年2月26日（金曜日）

- 2 上記第6の成果物(1)から(3)全てのデータを、オンラインストレージで以下の納品期限までに、センター本部総務部広報・調査室代表メールアドレス宛に提出すること。

納品期限

- (1) 第63号 令和8年10月30日（金曜日）
- (2) 第64号 令和9年3月26日（金曜日）

第8 留意事項

- 1 本業務において納品された成果物及び使用されたデザインのすべての著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第27条及び第28条に規定する権利を含む）は、センターに帰属するものとし、そのデータ、写真、イラスト等については、センターのウェブサイト、SNS、インターネット広告及び印刷物等に自由に使用できるものとする。また、ほうてらすに代えて、ほうてらすを閲覧可能なセンターのウェブサイトへ遷移する二次元コードを記載した書面等を送付する場合がある。その際の書面等においても自由に使用できるものとする。納品後に、センターの統一的なイメージ醸成のため、二次使用を予定しているが、受注者は著作権者人格権を行使しないものとする。
- 2 第三者の著作物を使用するときは、受注者が著作権処理を行うものとする。その際、著作権者の意向で何らかの制限を設けなければ使用承諾が得られないときは、当該著作物を使用するかどうかについてあらかじめセンターの意向を聞

き、その了承を得た上で著作権処理を行うこと。

- 3 本業務では、インタビュー等先の団体などの第三者が関係するため、交渉の経緯、交渉方法、交渉金額等は透明化し、センターが費用に関する資料の提出を求めた場合は応じること。

第9 機密保持

受注者は、次の機密保持に関する義務を負う。

- 1 センターが提供したすべての情報を第三者に開示又は漏洩しないこと。
- 2 作業中に知り得た一切の情報を第三者に開示又は漏洩しないこと。
- 3 作業中に入手又は知り得た情報を第三者に開示することが必要な場合は、あらかじめセンターの了承を得ること。
- 4 その他、本業務に関する機密保持に関して適切な措置を講ずること。

第10 再委託

- 1 受注者は、本業務の全部又は主たる部分を第三者に実施させること（以下「再委託」という。）を禁止するものとする。

ただし、受注者が本業務の主たる部分でない一部について、再委託の相手方の商号又は名称、住所、再委託する業務の範囲、再委託する理由、再委託の相手方の業務の履行能力、再委託予定金額、その他センターが求める事項について記載した申請書及び再委託に係る履行体制図をあらかじめ提出して再委託の申請を行い、センターが承認した場合は、この限りでない。なお、契約金額に対する再委託予定金額の割合は、原則2分の1未満とすること。

- 2 受注者は、再委託の相手方が行った作業について全責任を負うものとする。また、受注者は再委託の相手方に対して、受注者と同等の義務を負わせるものとし、再委託の相手方との契約においてその旨を定めるものとする。
- 3 受注者は、再委託の相手方に対して、必要に応じて、作業の進捗状況及び情報セキュリティ対策の履行状況について報告を行わせる等、適正な履行の確保に努めるものとする。

また、受注者は、センターが本業務の適正な履行の確保のために必要があると認める時は、その履行状況についてセンターに対し報告し、またセンターが自ら確認することに協力するものとする。

- 4 受注者は、センターが承認した再委託の内容について変更しようとする時は、変更する事項及び理由等について記載した申請書を提出し、センターの承認を得るものとする。

第 11 その他

- 1 受注者が入札時に提出した提案書の提案内容については、原則として本仕様書の一部としてその内容に従って履行すること。ただし、提案内容の全てを認めるものではないため、契約後、センターと協議の上、履行内容を決定するものとする。
- 2 受注者が、本件調達に係る提案書の審査において、ワーク・ライフ・バランス等を推進する企業として、ワーク・ライフ・バランス等の推進に係る評価項目で加点を得ることを希望した場合には、契約期間中、当該認定を保持し続けること。契約期間中に当該認定が取り消された場合には、必要に応じて契約解除等の措置をとることがある。
- 3 本仕様書に記載されていない事項及び本仕様書の内容に疑義が生じた場合は、センターと協議の上、決定する。

令和8年度 広報誌「ほうてらす」制作業務に関する提案書提出要領

本件広報誌「ほうてらす」（以下「ほうてらす」という。）制作業務に関する企画競争に参加を希望する者（以下「提案者」という。）は、ほうてらす制作業務に関する仕様書（以下「仕様書」という。）、本要領及び日本司法支援センター（以下「センター」という。）の提示事項等を熟知の上、提案書等を提出すること。

本要領等に基づかない提案については、提案を不合格とする場合があるので留意すること。

第1 提案事項

仕様書に基づく企画提案書及びデザイン案（以下「提案書等」という。）。

第2 提案書等の作成

提案者は、提案書等を以下の提案事項に基づき作成の上、PDF形式で提出すること。また、センターから説明又は追加資料の提出を求められた場合には、速やかに応じること。

1 提案事項

(1) コンセプト、編集方針の説明要旨

センターの業務内容や活動を十分に理解した上で、ほうてらす制作のコンセプトや編集方針をA4版1ページ程度にまとめて説明すること。

(2) ほうてらす第63号に関する提案

ア 第63号特集ページの特集テーマ案（2案以上）

第63号について、センター20周年の特集でない場合の特集テーマ案を2案以上提案すること。また、それぞれの案の提案理由・趣旨を記載すること。なお、センター20周年に関連したテーマである必要はない。

イ 第63号に起用するタレント等の提案（3名以上）

第63号の表紙・インタビューに起用するタレント等について、特集テーマがセンター20周年の場合、センター理事長との対談を予定しているため、その候補を3名以上提案すること。また、上記アで提案した特集テーマに起用するタレント等を3名以上提案し、その提案理由と実現可能性を記載すること。

ウ 第63号の表紙及び裏表紙のデザイン案（2案）

上記イで提案したタレント等の写真等を使用すること。

(3) ほうてらす第64号に関する提案

ア 第 64 号特集ページのターゲット層（2つ以上）及び特集テーマ案（3案以上）

ターゲット層を2つ以上定めること。そのターゲット層向けの特集テーマ案を各3個以上提案すること。また、それぞれの層・案の提案理由・趣旨を記載すること。特集テーマについては、可能な限り、その時期や季節、社会情勢（実情）等を考慮したテーマを提案すること。また、それぞれの案の提案理由・趣旨を記載すること。

イ 第 64 号特集ページのデザイン案（1案）

（ア）上記アで提案した特集テーマ案から1案選び、計4ページを構成すること。

（イ）タイトル、コピー、イラスト、本文等をレイアウトすること。なお、レイアウトやタイトル、コピーを評価するため、本文はダミーで構わない。

（ウ）使用したイラストが本提案のために本業務担当予定のイラストレーターが書き起こした作品でない場合は、その旨明記すること。

ウ 第 64 号に起用するタレント等の提案（5名以上）

第 64 号の表紙及び裏表紙・インタビューに起用するタレント等について、ターゲット層ごとに5名以上提案し、その提案理由・趣旨と実現可能性を記載すること。

エ 第 64 号の表紙及び裏表紙のデザイン案（2案）

上記ウで提案したタレント等の写真等を使用すること。

2 その他提出書類

(1) 年間の作業スケジュール案

作業スケジュールの作成において、センターにおける各作業の期間は最低1週間（通常は2週間程度が望ましい）設けること。

(2) 実施体制等（スタッフ及び連絡体制）

ディレクター、デザイナー、ライター、カメラマン等スタッフの体制（経験年数・実績・扱ってきた主な分野等）及び連絡体制について説得的かつ具体的に説明すること。内部での情報共有、法テラスとのレスポンスの速さ、不測の事態等に対応できる体制となっていることを説明していること。

なお、正本には必ず個人名を記載し、副本には「Aさん」「Bさん」等、各役職で、同一人物なのか、異なる人物なのか分かるように記載すること。

再委託を予定している業務がある場合には、「再委託予定」と記載すること。

(3) 実績（企画・編集・ライティング・イラスト）

ア 企画・編集

提案者が企画から取材・編集作業まで通して制作した広報誌又は他の類似する出版物（社内報・会報誌等）のうち、ほうてらす以外のものがあれば、その出版者名及び誌名の一覧をまとめて記載すること。また、そのうち1作品について実際の誌面のデータ（スキャン可）があれば提出すること。

なお、ほうてらすの実績については、発行年月、号数（第〇号）及び表紙のタレント等の名称を一覧にまとめて記載すること。

イ ライティング担当者

本業務担当予定のライターが、直近5年以内に雑誌・広報誌・インターネット上において法律関連または行政関連のライティングをした原稿のうち、ほうてらす以外のものがあれば、掲載した媒体名と原稿のタイトル、掲載した年月を一覧にまとめて記載すること。また、そのうち1作品について実際の誌面のデータ（スキャン可）を提出すること。

ウ イラスト担当者

本業務担当予定のイラストレーターが、直近5年以内に雑誌・広報誌・インターネット上において担当したイラストのうち、ほうてらす以外のものがあれば、媒体名、掲載した年月を一覧にまとめて記載すること。また、そのうち少なくとも2作品について実際の誌面のデータ（スキャン可）を提出すること。提出ができない場合には、誌面に掲載したイラストと掲載した誌面のコンセプトの簡単な説明文でも可とする。

(4) ワーク・ライフ・バランス等推進企業であることの認定書類（任意）

以下のアからウの認定を有する場合は、それを証するデータを提出すること。

ア 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）第9条又は第12条に基づく認定（えるぼし・プラチナえるぼし認定）

イ 次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）第13条又は第15条の2に基づく認定（トライくるみん・くるみん・プラチナくるみん認定）

ウ 青少年の雇用の促進等に関する法律（昭和45年法律第98号）第15条に基づく認定（ユースエール認定）

第3 提案書等の提出

1 提出期限及び提出先

令和8年4月2日（木）17時00分

〒164-8721

東京都中野区本町1-32-2 ハーモニータワー8階

日本司法支援センター 本部財務会計課

E-mail: keiyaku@houterasu.or.jp

2 提案書等の提出部数

正本データ 1部、副本データ 1部

なお、持参又は郵送等で提出する場合は、上記データをまとめて保存した電磁的記録媒体（DVD-R等）1部及び紙媒体の正本1部を提出すること。電磁的記録媒体による提出物は、不正プログラム対策ソフトウェアによる確認を行う等して、不正プログラムが混入することがないように適切に対処すること。

3 提出方法

電子メール、持参又は郵送等により提出すること。

電子メールにより提出する場合は、上記1のメールアドレスまで提出すること。メール表題は、「【企画競争書類提出】令和8年度 広報誌「ほうてらす」制作業務一式 ○○社」とすること。

郵送等により提出する場合は、封筒に「令和8年度 広報誌「ほうてらす」制作業務一式」と朱書きし、簡易書留等追跡可能な方法により、提出期限必着で送付すること。

第4 選定基準

「令和8年度 広報誌「ほうてらす」制作業務に関する評価要領」及び評価基準表のとおり。

第5 提案書等作成に当たっての質問方法等

提案書等作成のための質問については、以下のとおり行うものとする。

1 質問書の提出期限及び提出先

企画競争説明書記載の質問書提出期限及び提出場所に提出すること。

2 質問に対する回答

企画競争説明書記載の質問回答期限までにセンターのホームページ上に質問者名を伏した上で一覧表の形式で掲載し、回答する。

3 質問書の提出方法

企画競争説明書記載の提出方法により提出すること。

4 質問書の様式

別紙様式とする。

第6 機密保持

本件企画競争に参加する者は、次の機密保持に関する義務を負う。

- 1 本件企画競争に関し、センターが提供した全ての情報を第三者に開示し、又は、漏洩しないこと。
- 2 本件企画競争に関し、入手又は知り得た情報を第三者に開示することが必要な場合、あらかじめセンターの承認を得ること。
- 3 その他、本作業の機密保持に関して適切な措置を講ずること。

第7 その他

- 1 次に掲げるものに該当する提案書は、無効とする。
 - (1) 企画競争説明書に掲げる参加資格のない者の提出した提案書
 - (2) 本要領に基づかない提案書
 - (3) センターが提案等について説明を求めた場合、これに応じないもの
 - (4) その他センターが、提出書類を不完全なものと認めたもの
- 2 企画競争説明書に掲げる参加資格を有すると認められ、同説明書及び本要領に従った提出書類が提出された者の提案について審査を行う。
- 3 業者選定後、実施する広報誌「ほうてらす」制作については、選定された提案をそのまま採用するものではない。
- 4 提案書等作成に要する経費は、提案者の負担とする。
- 5 提出された提案書等は返却しない。

なお、提出された提案書等は、本調達手続のために使用するものとする。

令和 8 年度 広報誌「ほうてらす」制作業務に関する
評価要領

日本司法支援センター

本評価要領は、日本司法支援センターにおける「令和 8 年度 広報誌「ほうてらす」制作業務」に関する評価手続及び評価方法について定めたものである。

第 1 評価方法

日本司法支援センター理事長が指定する者 5 名を委員とする選定委員会を設置し、本提案の趣旨を実現する上で最も適正と判断される提案を、次の要領により選定する。

- 1 選定委員会の各委員は、下記「第 3 評価項目」について、それぞれが採点表に記入することにより、各提案者から提示された提案書等の評価を行う。
- 2 各委員の採点を集計し、評価点数とする。

第 2 評価手順

書面審査を合格した企画提案者による提案書等の内容を踏まえ、評価を行う。

評価点数の計算方法

評価点数（満点 210 点）＝基礎点（満点 10 点）＋加点（満点 200 点）

- 1 別紙「令和 8 年度 広報誌「ほうてらす」制作業務に関する評価基準表（以下「評価基準表」という。）」の各評価項目は必須項目を評価する「基礎点」と加点項目を評価する「加点」で構成される。
- 2 評価基準表の必須項目について、全ての要件を遵守・実現することができると全ての委員が判定した場合に「合格」とし、基礎点（10 点）を付与する。
必須項目のうち一つの項目でも、要求仕様を遵守・実現することができないと判定された場合は「不合格」とし、その後の評価は行わない。
- 3 上記 2 で「合格」となった提案書について、評価基準表の加点項目の「内容」に沿って評価を行う。
各委員は、評価基準表に基づき A ないし D の評価を行い、評価に応じた得点を付与する。
加点項目の評価、評価基準及び得点を表 1 に示す。
- 4 基礎点と各委員の加点を合計した評価点数が高い者を契約候補者として決定する。

表 1. 加点項目の評価、評価基準及び得点

評価	基準	得点		
		配点 20点	配点 15点	配点 10点
A	具体性があり、 非常に有効な提案となっているもの (実績の場合は著しく品質が高いこと)	20点	15点	10点
B	具体性があり、 有効な提案と認められるもの (実績の場合は品質が高いこと)	10点	8点	5点
C	おおむね妥当な提案であるもの (実績の場合は一定の品質を有すること)	5点	4点	3点
D	必要事項の記載が無いもの又は具体性 がないもの (実績の場合は実績が乏しいもの)	0点	0点	0点

なお、評価基準表の評価項目中「ワーク・ライフ・バランス等推進企業であることの認定」について、複数の認定に該当する場合は、最も配点が高い認定区分により加点する。

第3 評価項目

評価基準表のとおり。

■令和8年度 広報誌「ほうてらす」制作業務に関する評価基準表

評価項目	内容	基礎点	加 点				加 点 合 計	評 価 点 数
			A	B	C	D		
仕様書第4 業務内容								
【提出要領第2-1(2)ア及び第2-1(3)ア】 第63・64号特集ページのターゲット層及び64号特集テーマ案	必須	第63号の特集ページについて、センター20周年記念特集に代わるテーマが2案以上、提案理由とともに提案されている。 第64号の特集ページにてターゲット層を2つ以上定められており、取り上げる特集テーマ案が各3案以上、提案理由とともに提案されている。	○	-	-	-	-	50
	加 点①	センターの広報誌としてふさわしいターゲット層及びテーマである。	-	10	5	3	0	
	加 点②	・法律になじみのない読者にも親しみやすく、興味を引くような、身近な法律問題や社会問題等を取り上げている。 ・社会情勢、流行が十分考慮されている。	-	20	10	5	0	
	加 点③	センターの広報誌の過去号にはない視点・角度である。	-	20	10	5	0	
【提出要領第2-1(3)イ】 第64号ページのデザイン案	必須	第64号特集ページのデザイン案が提出されている。	○	-	-	-	-	55
	加 点①	タイトルやコピーがターゲット層の興味を引くものである。	-	20	10	5	0	
	加 点②	・色使いやデザイン(イラストなど)にターゲット層の興味を引く工夫がされている。 ・視覚的に読みやすいデザインになっている。	-	20	10	5	0	
	加 点③	・センターの過去号や他の広報誌にはない新しい表現、構成の工夫がされている。 ・その工夫はセンターの広報誌の目的に即したものである。	-	15	8	4	0	
【提出要領第2-1(2)イ及び第2-1(3)ウ】 第63・64号に起用するタレント等の提案	必須	・第63号に起用するタレントが理事長との対談候補3名以上、それ以外で3名以上、提案理由・実現可能性とともに提案されている。 ・第64号に起用するタレント等がそれぞれ5名以上、提案理由・実現可能性とともに提案されている。	○	-	-	-	-	50
	加 点①	・それぞれのターゲット層における知名度や好感度が考慮されており、センターの認知度向上や、イメージ向上に効果が見込まれる。 ・対談候補としてふさわしい人物である。	-	20	10	5	0	
	加 点②	提案理由などから興味を引く対談・インタビューが期待できる。	-	15	8	4	0	
	加 点③	キャスティングの実現見込が考慮されている(プレゼンテーション時点で、すでにタレントなどの事務所に事前打診している場合など)。	-	15	8	4	0	
【提出要領第2-1(2)ウ及び第2-1(3)エ】 第63・64号の表紙・裏表紙デザイン案	必須	タレント等の写真を使用し、タイトル、目次、センターのロゴなどがレイアウトされた表紙及び裏表紙のデザイン案が2案ずつ提出されている。	○	-	-	-	-	20
	加 点	提出されたデザイン案が以下の項目に該当している。 ・提案理由 ・色使いやデザイン(イラスト・写真など)にターゲット層の興味を引く工夫や、手に取りやすい工夫がされている。 ・視力の低い方や目の疲れやすい方にも配慮した色使いや文字のフォントである。	-	20	10	5	0	
【提出要領にない事項】 新規性・独自性	加 点	提出要領にはない新規提案・工夫案が ・提案理由 ・期待される効果 とともに説明されており、広報誌の目的達成に資するものである(間接的でも可)。	-	15	8	4	0	15
仕様書第5 実施体制等								
【提出要領第2-2(1)】 年間の作業スケジュール案	必須	編集会議の開催予定等を含んだ年間の作業スケジュール案が提出されている。	○	-	-	-	-	-
【提出要領第2-2(2)】 実施体制等(スタッフ及び連絡体制)	必須	スタッフ及び連絡体制を説明した実施体制が提出されている。	○	-	-	-	-	-
【提出要領第2-2(3)ア】 実績(企画・編集)	必須	企画から取材・編集作業まで通して広報誌又は他の類似する出版物(広報誌等)が提出されている。	○	-	-	-	-	-
【提出要領第2-2(3)イ】 実績(ライティング担当者)	必須	法律関連または行政関連のライティング実績が1つ以上提出されている。	○	-	-	-	-	-
【提出要領第2-2(3)ウ】 実績(イラスト担当者)	必須	イラストの実績が2つ以上提出されている。	○	-	-	-	-	-
【提出要領第2-2(4)】 ワークライフバランス等推進企業であることの認定	加 点	次の区分により加 点する。 なお、複数の認定等に該当する場合は、最も配点が高い区分により加 点を行うものとする。 ○女性活躍推進法に基づく認定(えるぼし認定企業、プラチナえるぼし認定企業)等 プラチナえるぼし(10点) えるぼし3段目(8点) えるぼし2段目(6点) えるぼし1段目(4点) 行動計画のみ(2点) ○次世代法に基づく認定(くるみん認定企業、プラチナくるみん認定企業) プラチナくるみん(10点) くるみん(令和7年4月1日以降の基準)(8点) くるみん(令和4年4月1日～令和7年3月31日までの基準)(7点) トライくるみん(令和7年4月1日以降の基準)(7点) くるみん(平成29年4月1日～令和4年3月31日までの基準)(6点) トライくるみん(令和4年4月1日～令和7年3月31日までの基準)(5点) くるみん(平成29年3月31日までの基準)(4点) 行動計画(令和7年4月1日以降の基準)(2点) ○若年雇用促進法に基づく認定(ユースエール認定企業)(8点)	-	/10			10	
			基礎点	加 点				満 点
※評価基準表中の「仕様書」とは「令和8年度 広報誌「ほうてらす」制作業務に関する仕様書」を、「提出要領」とは「令和8年度 広報誌「ほうてらす」制作業務に関する提案書提出要領」を指す。			10	200				210

質 問 書

件名 『令和8年度 広報誌「ほうてらす」制作業務 一式』

日 付 令和 年 月 日

所在地

会社名

担当者

電 話

F A X

E-mail

項番	区 分	該当ページ	質 問 事 項	回 答
1	仕様書〇(〇)	〇〇ページ	「〇〇〇」について ※内容は簡潔にまとめること	

用紙規格：日本産業規格A列4番縦長横書き

エクセルファイルで作成・送付のこと

【別紙】

履 行 確 約 書

日本司法支援センター理事長 殿

当社は、令和8年2月26日付け公示の「令和8年度 広報誌「ほうてらす」制作業務一式」に係る企画競争に関する仕様書等を検討した結果、契約締結に至った場合には、契約事項遵守の上、提案書記載の業務を確実に履行し得ることを確約いたします。

令和 年 月 日

住 所
会社名
代表者

印

担当者
氏 名
連絡先

※担当者の氏名、連絡先を記載した場合は、代表者の押印省略可

誓 約 書

- 私
- 当社

は、下記1及び2のいずれにも該当せず、将来においても該当しないことを誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

1 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号第2条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団若しくは暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

2 契約の相手方として不適当な行為をする者

- (1) 暴力的な要求行為を行う者
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者
- (5) その他前各号に準ずる行為を行う者

日本司法支援センター

理事長 殿

令和 年 月 日
住所（又は所在地）
社名及び代表者名

印

担当者
氏 名
連絡先

（注）担当者の氏名、連絡先を明記した場合は、代表者の押印省略可

契 約 書

1. 件 名 令和8年度 広報誌「ほうてらす」制作業務 一式
2. 仕 様 別添仕様書のとおり
3. 履行場所 別添仕様書のとおり
4. 履行期間 別添仕様書のとおり
5. 契約金額 総額 金●●●●●●●●円
(うち消費税及び地方消費税相当額●●●●●●●●円)
(内訳)
第63号 金●●●●●●●●円
(うち消費税及び地方消費税相当額●●●●●●●●円)
第64号 金●●●●●●●●円
(うち消費税及び地方消費税相当額●●●●●●●●円)

頭書の業務について、日本司法支援センター（以下「甲」という。）と●●●●●（以下「乙」という。）は、以下のとおり、請負契約を締結する。

(契約の目的)

第1条 本契約は、乙が別添仕様書に基づく業務（以下「本件業務」という。）を行い、甲が契約代金を支払うことを目的とする。

(監督)

第2条 甲は、乙による本件業務の遂行状況を監督するため、甲の指定する監督者その他の者（以下「監督者等」という。）を乙に事前に通知の上、乙の通常営業時間内に乙の作業場その他の関係場所に派遣することができる。

2 乙は、監督者等の職務に協力しなければならない。

3 甲又は監督者等は、本契約の目的の達成に重大な影響を及ぼすと判断される事項については、書面で変更又は改善の指示をすることができる。

(検査)

第3条 乙は、本件業務のうち一つの号に係る業務を全て完了したときは、その都度その業務の完了を確認するための甲の検査を受けるものとする。

2 甲は、本件業務のうち一つの号に係る業務が全て完了した旨の届出があったときは、その日から10日以内に前項の検査を行うものとする。

3 乙は、第1項の検査に合格しなかったときは、遅滞なくこれを是正改善して、

甲の検査を受けなければならない。

4 第1項及び第2項の規定は、前項の場合に準用する。

(契約代金の請求及び支払)

第4条 乙は、前条の規定による検査に合格したときは、その検査に係る業務の契約代金の支払を請求することができる。乙が消費税法（昭和63年法律第108号）第2条第1項第7号の2に定める適格請求書発行事業者である場合は、同法第57条の4第1項各号に掲げる事項を請求書、納品書その他これらに類する書類に記載しなければならない。

2 甲は、前項の規定により乙から適法な支払請求があったときは、その請求を受けた日から30日以内に契約代金を乙に支払うものとする。

3 甲は、自己の責めに帰すべき事由により前項に定める期間内に契約代金を支払わなかったときは、乙に対して、その支払期限の翌日から起算して支払をするまでの日数に応じ、年2.5パーセント（本契約期間中に、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づく、政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率を定める件（昭和24年12月大蔵省告示第991号）において定められた率が改定された場合、改定後の期間に係る率は、改定後の率とする。）の割合で計算した額を遅延利息として支払うものとする。ただし、前項に定める期間内に支払わないことが天災地変等やむを得ない事由による場合は、当該事由の継続する期間は、前項に定める期間に算入せず、又は遅延利息を支払う日数に計上しないものとする。

4 前項の規定により計算した遅延利息の額が100円未満である場合は、甲は、これを支払うことを要せず、その額に100円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てるものとする。

(再委託)

第5条 乙は、本件業務の全部又は主たる部分を第三者に委託することはできない。

2 乙は、本件業務の一部を第三者に委託（以下「再委託」という。）しようとする場合には、甲の定める様式により再委託承認申請書を提出し、甲の承認を受けなければならない。ただし、再委託について、別添仕様書に別の定めがある場合は、その定めによる。

3 乙は、本件業務の一部を再委託したときは、再委託先の行為について、甲に対し全ての責任を負うものとする。

4 乙は、本件業務の一部を再委託しようとするときは、乙が本契約を遵守するために必要な事項について本契約書を準用して、再委託先と約定しなければならない。

(再委託に関する内容の変更)

第6条 乙は、再委託に関する内容を変更しようとする場合には、甲の定める様式により再委託変更承認申請書を提出し、甲の承認を受けなければならない。

(履行体制)

第7条 乙は、再委託先から更に第三者に委託が行われる場合には、当該第三者の商号又は名称、住所及び委託を行う業務の範囲を記載した履行体制図を甲の定める様式により作成し、甲に提出しなければならない。

2 乙は、前項の履行体制図に変更があるときは、速やかに甲に書面により届け出なければならない。ただし、商号若しくは名称又は住所のみの変更の場合は、届出を要しない。

3 前項の場合において、甲は本件業務の適正な履行の確保のため必要があると認めるときは、乙に対して変更の理由等の説明を求めることができる。

(個人情報等の取扱い)

第8条 乙は、本件業務に関して、甲から提供された個人情報等及びその他知り得た個人情報等について、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）及び乙が策定した個人情報保護に関する基本方針等を遵守し、適正に取り扱うこととし、次の各号に従うこと。

(1) 乙は、本件業務の履行に際し取り扱う個人情報等に関して、秘密保持及び適正管理の義務を負うこと。

(2) 乙は、甲から提供された個人情報等を取り扱う場合には、責任者、業務従事者の管理体制、実施体制及び個人情報等の管理状況に係る検査に関する事項等を整備し、その内容を甲に対し書面で報告すること。

(3) 乙は、甲から提供された個人情報等を実施体制に定めた者以外の者には秘密とし、また、当該業務の遂行以外の目的に使用しないこと。

(4) 乙は、個人情報等を複製等する場合、あらかじめ書面により甲の承諾を受けること。

(5) 乙は、甲から提供された個人情報等が含まれる紙媒体及び電子媒体（これらの複製を含む。）について、本件業務の終了後、あらかじめ合意した方法により、速やかに甲に返却し、又は、個人情報等を復元及び判読不可能な状態に消去若しくは廃棄すること。消去又は廃棄した場合には、甲の定める様式により「廃棄等報告書」を提出すること。

(6) 乙は、甲から提供された個人情報等を取り扱う業務（以下「委託業務」という。）を第三者（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規

定する子会社を含む。)に再委託をしようとする場合には、甲の定める様式により「個人情報等取扱業務を含む業務委託に係る再委託承認申請書」を提出し、あらかじめ甲の承認を受けること。

(7) 乙は、再委託に関する内容を変更しようとする場合には、甲の定める様式により「個人情報等取扱業務を含む業務委託に係る再委託変更承認申請書」を提出し、甲の承認を受けること。

(8) 前2号の規定に基づく取扱いについては、再委託先が委託業務を更に再委託しようとする場合についても同様とする。

(9) 乙は、本件業務を再委託したときは、再委託先の行為について、甲に対し全ての責任を負うものとする。また、本条において、甲が乙に求める個人情報等の適切な管理のために必要な事項について、本契約書を準用して、再委託先と約定すること。

(10) 乙は、乙及び再委託先の個人情報等の管理につき、定期的に検査を行うこと。

(11) 乙は、本件業務を終了するときは、個人情報等が記録されている媒体を甲に返却することとし、外部への送付又は持出しをしてはならないこと。

(12) 乙は、本件業務に関して甲から提供された個人情報等及びその他知り得た個人情報等を当該業務の終了後においても漏えいしないこと。

(13) 乙は、個人情報等の漏えい等の防止、被害拡大防止等のための適切な措置を採ることとし、漏えい等の事故が発生した場合には、速やかにその内容を甲に報告するとともに、甲の指示に従い、必要な措置を講ずること。

(14) 乙は、乙又は再委託先の責めに帰すべき事由により、個人情報等の漏えい、その他本条に係る違反等があった場合は、これにより甲又は第三者に生じた一切の損害について、賠償の責めを負うこと。

2 甲は、必要と認めた場合は、乙又は再委託先の管理体制、実施体制、個人情報等の管理状況等について、乙に対し質問し、資料の提供を求め、乙又は再委託先の事業所等の関係場所において調査をすることができる。

3 乙が第1項各号のいずれかに違反したことにより甲に損害が生じたときは、乙は、その損害を賠償しなければならない。

(権利義務の譲渡禁止等)

第9条 乙は、甲の承諾を得た場合を除き、本契約によって生じる権利又は義務の全部又は一部を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、信用保証協会及び中小企業信用保険法施行令(昭和25年政令第350号)第1条の3に規定する金融機関に対して売掛債権を譲渡する場合は、この限りでない。

(期限の延長)

第 10 条 乙は、自己の責めに帰することができない事由により履行期限内に本件業務を履行することができないときは、甲に対して遅滞なく理由を付して履行期限の延長を求めることができる。この場合、延長の可否及び日数は、甲乙が協議して定めるものとする。

2 乙の責めに帰すべき事由により履行期限内に本件業務を履行することができないときは、甲は、乙から遅延料を徴して履行期限を延長することができる。

3 前項の遅延料は、遅延日数 1 日につき契約金額（契約締結後に契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額。以下同じ。）から既納部分に対する契約金額相当額を控除した額に対して年 3.0 パーセントの割合で計算した額とする。

(甲の契約解除権等)

第 11 条 甲は、次の各号に掲げる事項のいずれかに該当する事由があるときは、本契約の全部又は一部を解除することができる。

(1) 本件業務の履行に関し、乙又は乙の代理人に不正行為があったとき。

(2) 履行期限内に本件業務を履行する見込みのないことが明らかに認められたとき。

(3) 乙が本契約の条項に違反したとき。

2 前項各号のいずれかに該当するときは、甲は、契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、契約金額の 100 分の 10 に相当する額の違約金を乙に対して請求できるものとする。乙が甲の指定する期限までに支払わない場合は、乙は、甲に対し、その期限が到来した日の翌日から起算して支払をする日までの日数に応じ、年 3.0 パーセントの割合で計算した額の遅延利息を支払わなければならない。ただし、乙が支払うべき遅延利息に 100 円未満の端数がある場合にはこれを切り捨て、遅延利息が 100 円未満である場合には支払を要しないものとする。

3 前項に定める違約金は、損害賠償額の予定又はその一部としないものとする。

4 乙は、甲の責めに帰すべき事由により、本件業務を履行することが不可能となったときは、本契約を解除することができる。

5 甲及び乙は、第 1 項又は前項によるほか、双方の合意があったときは、本契約の全部又は一部を解除することができる。

6 第 1 項、第 4 項又は前項の規定により本契約が解除されたときは、甲は、業務が完了した部分に対し、算出した金額を乙に支払わなければならない。

(損害の賠償)

第 12 条 乙は、債務不履行その他原因のいかんにかかわらず、甲に損害を与えた場合には、その損害を賠償しなければならない。ただし、その損害の発生が甲の責

めに帰すべき事由による場合は、この限りでない。

2 前項に定める賠償金額は、甲乙協議の上、定めるものとする。

(談合等の不正行為に係る契約解除)

第13条 甲は、本契約に関し、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 公正取引委員会が乙又は乙の代理人に対して、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第7条又は第8条の2(同法第8条第1号又は第2号に該当する行為の場合に限る。以下同じ。)の規定による排除措置命令を行ったとき。
- (2) 公正取引委員会が乙又は乙の代理人に対して、独占禁止法第7条の2第1項(同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による課徴金の納付命令を行ったとき、又は同法第7条の4第7項若しくは第7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
- (3) 乙又は乙の代理人(乙又は乙の代理人が法人であるときは、その役員又は使用人が、刑法(明治40年法律第45号)第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による罪の嫌疑により公訴を提起されたとき。

2 乙は、本契約に関して、乙又は乙の代理人が前項各号に該当した場合には、速やかに、当該処分等に係る関係書類を甲に提出しなければならない。

(談合等の不正行為に係る違約金)

第14条 乙は、本契約に関し、次の各号のいずれかに該当するときは、甲が契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、契約金額の100分の10に相当する額を違約金として甲が指定する期日までに支払わなければならない。

- (1) 公正取引委員会が乙又は乙の代理人に対して、独占禁止法第7条又は第8条の2の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。
- (2) 公正取引委員会が乙又は乙の代理人に対して、独占禁止法第7条の2第1項(同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。以下同じ。)の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき、又は同法第7条の4第7項若しくは第7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
- (3) 乙又は乙の代理人(乙又は乙の代理人が法人であるときは、その役員又は使用人)について、刑法第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による罪に係る有罪判決が確定したとき。

2 乙は、前項第3号に規定する場合に該当し、かつ次の各号のいずれかに該当するときは、前項の契約金額の100分の10に相当する額のほか、契約金額の100分の5に相当する額を違約金として甲が指定する期限までに支払わなければならない。

(1) 公正取引委員会が乙又は乙の代理人に対して、独占禁止法第7条の2第1項の規定による課徴金の納付命令（同法第7条の3第1項、第2項又は第3項の規定を適用したものに限る。）を行い、当該納付命令が確定したとき。

(2) 乙が甲に対し、独占禁止法等に抵触する行為を行っていない旨の誓約書を提出しているとき。

3 乙は契約の履行を理由として、前2項の違約金を免れることができない。

4 第1項及び第2項に定める違約金は、損害賠償の予定又はその一部としないものとする。

5 乙が第1項及び第2項に規定する違約金を甲の指定する期限までに支払わない場合は、乙は、甲に対し、その期限が到来した日の翌日から起算して支払をする日までの日数に応じ、年3.0パーセントの割合で計算した額の遅延利息を支払わなければならない。ただし、乙が支払うべき遅延利息に100円未満の端数がある場合にはこれを切り捨て、遅延利息が100円未満である場合には支払を要しないものとする。

6 本条の規定は、本件業務の履行が完了した後においても効力を有する。

（属性要件に基づく契約解除）

第15条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

(1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。

(2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。

(3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは

関与しているとき。

(4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。

(5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

(行為要件に基づく契約解除)

第 16 条 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号のいずれかに該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

(1) 暴力的な要求行為

(2) 法的な責任を超えた要求行為

(3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為

(4) 風説を流布し、偽計若しくは威力を用いて甲の信用を毀損し、又は甲の業務を妨害する行為

(5) その他前各号に準ずる行為

(再委託先等に関する確約)

第 17 条 乙は、前 2 条各号のいずれかに該当する者（以下「解除対象者」という。）を再委託先等（再委託先（再委託以降の全ての受託者を含む。）及び乙が当該契約に関して個別に契約する場合の相手方をいう。以下同じ。）としないことを確約する。

(再委託先等に関する契約解除)

第 18 条 乙は、契約後に再委託先等が解除対象者であることが判明したときは、直ちに当該再委託先等との契約を解除し、又は再委託先等に対し契約を解除させるようにしなければならない。

2 甲は、乙が再委託先等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは再委託先等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該再委託先等との契約を解除せず、若しくは再委託先等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

(違約金等)

第 19 条 甲は、乙が第 15 条及び第 16 条の各号のいずれかに該当すると認められるときは、本契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、契約金額の 100 分の 10 に相当する額の違約金を乙に対して請求できるものとする。

2 前項に定める違約金は、損害賠償の予定又はその一部としないものとする。

3 甲は、第 15 条、第 16 条及び前条第 2 項の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償又は補償することを要しない。

4 乙は、甲が第15条、第16条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

5 前項に定める賠償金額は、甲乙協議の上、定めるものとする。

6 乙が第1項に規定する違約金を甲の指定する期限までに支払わない場合は、乙は甲に対し、その期限が到来した日の翌日から起算して支払をするまでの日数に応じ、年3.0パーセントの割合で計算した額の遅延利息を支払わなければならない。ただし、乙が支払うべき遅延利息に100円未満の端数がある場合にはこれを切り捨て、遅延利息が100円未満である場合には支払を要しないものとする。

(不当介入に関する通報・報告)

第20条 乙は、自ら又は再委託先等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入(以下単に「不当介入」という。)を受けた場合は、これを拒否し、又は再委託先等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告し、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

(契約不適合責任)

第21条 甲は、成果物の引渡しを受けた後、成果物の種類、品質又は数量が本契約の内容に適合しないものであることを発見したときは、乙に対して、乙の費用でこれを修補する等の追完を請求することができる。ただし、その不適合が甲の責めに帰すべきものであるときは、追完を請求することはできない。

2 甲は相当と認める期間を定め、乙に対し前項の追完の催告を行ったにもかかわらず、その期間内に追完がないときは、甲は、乙に対してその不適合の程度に応じて契約代金の減額請求をすることができる。

ただし、次の各号に掲げる場合には、甲は追完の催告をすることなく、乙に対して直ちに契約代金の減額請求をすることができる。

(1) 履行の追完が不能であるとき。

(2) 乙が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(3) 契約の性質により、履行期限までに履行しなければ本契約の目的を達することができない場合において、乙が履行期限までに履行の追完をしないでその期限を経過したとき。

(4) 前3号に掲げる場合のほか、甲が追完の催告をしても乙が追完する見込みがないことが明らかであるとき。

3 甲は、前項の規定にかかわらず、本契約の不適合により損害を被ったときは、乙に対して、第12条に規定する損害の賠償を請求することができる。

4 甲は、前3項の請求をするに当たっては、乙が本契約に不適合な成果物を引渡

した場合において、甲がその不適合を知ったときから1年以内に、乙に対して不適合の内容を通知しなければならない。ただし、契約不適合に係る期間について、別添仕様書に別の定めがある場合は、その定めによる。

(所有権)

第22条 本契約に係る成果物の所有権は、その引渡しにより甲に帰属するものとする。

(知的財産権の帰属等)

第23条 本契約により納入される成果物の著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第21条から第28条までに規定する権利をいう。）は、別添仕様書に別の定めがある場合を除き、前条に規定する所有権の移転の時に甲に移転するものとする。

2 乙は、別添仕様書に別の定めがある場合を除き、甲及び甲が指定する第三者に対して、成果物に係る著作者人格権（公表権、氏名表示権、同一性保持権）を一切行使しないものとする。

3 乙は、成果物の作成に当たり、第三者の特許権、意匠権、著作権等の知的財産権を利用するときは、その利用に対する一切の責任を負うものとする。

4 前項の知的財産権の利用に関し、第三者との間に紛争が生じたときは、乙は、自己の責任において解決に当たるものとする。

5 前項の紛争により甲が損害を被ったときは、乙は、甲に対し、その損害を賠償するものとする。

(過失責任)

第24条 乙は、乙の従業員等の故意又は過失により甲の施設機器等を破損又は紛失した場合、その損害を賠償する責めを負うものとする。ただし、甲がやむを得ないと認めた場合は、この限りでない。

2 乙は、甲の責めに帰することができない事由により乙の従業員等が本件業務遂行中に被った損害につき、これを補償するものとし、甲は一切の責任を負わないものとする。

(危険負担)

第25条 甲は、当事者双方の責めに帰することができない事由により、乙が本件業務を履行することができなくなったときは、反対給付の履行を拒むことができる。

2 甲は、自己の責めに帰すべき事由により、乙が本件業務を履行することができなくなったときは、反対給付の履行を拒むことはできない。ただし、自己の債務を免れたことにより、利益を得たときは、これを甲に償還しなければならない。

(割合的報酬)

第26条 乙は、甲の責めに帰することができない事由により、本件業務を完了する

ことができなくなった場合又は本契約が本件業務の完了前に解除された場合において、乙が既に履行した業務のうち、可分な部分によって甲がその利益を受けたときは、乙は、甲が受けた利益の割合に応じて契約代金の支払を請求することができる。この場合、乙は、可分な部分について第3条の規定に準じて甲の検査を受けなければならない。

(秘密の保持)

第27条 乙は、本契約の遂行上知り得た秘密事項を他に漏らし、又は他の目的に使用してはならない。

2 前項の規定は、本契約が終了した後も有効に存続する。

(契約保証金)

第28条 本契約に関しては、乙は、保証金の納付を要しない。

(管轄裁判所)

第29条 本契約に関する訴訟については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(補則)

第30条 本契約の条項の解釈について疑義が生じたときは、甲乙協議の上、決定するものとする。本契約書に定めのない事項についても、同様とする。

本契約の証として本書2通を作成し、当事者が記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和●年●月●日

甲 東京都中野区本町1-32-2 ハーモニータワー8階
日本司法支援センター
理事長 丸島俊介

乙 東京都●●区●●町……
●●株式会社
代表取締役 ● ● ● ●
(登録番号 T-*****)